

## 2 自立と社会参加の促進

### (1) 生活保護

#### ア 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

#### イ 生活保護の種類と方法

生活扶助（金銭給付）	衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等
教育扶助（金銭給付）	義務教育にかかる教材費等
住宅扶助（金銭給付）	家賃・間代・地代・住宅維持費等
医療扶助（現物給付）	入院・診察・薬剤・治療材料費等
介護扶助（現物給付）	居宅介護・福祉用具・施設介護費等
出産扶助（金銭給付）	出産に要する費用等
生業扶助（金銭給付）	生業に必要な資金等
葬祭扶助（金銭給付）	死体検案・火葬に要する費用等

生活保護法（昭和25年5月4日施行）  
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### ウ 保護の動向

昭和61年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成7年度の7.0%、福井県では平成9年度の2.01%を底に保護率増加に転じています。

管内町は、県内工業出荷額が1位~3位の福井市・鯖江市・越前市に隣接しており、車の普及や道路の整備拡大とあいまって稼働年齢層の就労の機会には比較的恵まれています。こうした状況から対象者は、高齢者および傷病・障害者世帯が主となっています。

当センターは、鯖江市・越前市を除く3町を管轄していますが、表1の保護率を見ると、池田町、越前町、越前市が他の町村に比べてやや高めです。

表2の世帯類型別では、高齢単身世帯が約4.5割、傷病・障害世帯が約3.5割で、高齢傷病者の定着化傾向が見られます。

医療扶助のうち、入院については精神病の長期入院患者がほとんどで、当面退院が期待できる者はいない状況です。一般疾病では、高齢・傷病世帯が多い構成から、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、日雇・内職が主で、自立に結びつくことは困難となっています。

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移）

（年度末現在）

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
被保護世帯	17年度	59	133	7	9	35	243世帯	1,735世帯
	18年度	62	128	7	11	36	244世帯	1,834世帯
	19年度	63	132	7	12	38	252世帯	1,886世帯
被保護人員	17年度	78	160	7	11	46	302人	2,192人
	18年度	81	154	7	12	47	301人	2,287人
	19年度	84	156	7	13	50	310人	2,369人
保護率（‰）	17年度	1.17	1.82	2.06	0.90	1.92	1.55‰	2.65‰
	18年度	1.19	1.76	1.98	0.96	1.89	1.53‰	2.79‰
	19年度	1.25	1.79	2.14	1.09	2.13	1.60‰	2.90‰

注) 平成17年1月1日に対等合併した南越前町には、旧南条町・旧今庄町・旧河野村を合算した。

平成17年2月1日に対等合併した越前町には、旧朝日町・旧宮崎村・旧越前町・旧織田町を合算した。

平成17年10月1日に対等合併した越前市には、旧今立町と旧武生市を合算した。

平成18年2月1日に福井市へ編入合併した旧越前村・旧清水町の方は、移管したので割愛した。

表2 被保護世帯・被保護人員（停止中も含む）

平成19年度 月平均

							管内計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
世帯類型別	高齢世帯	26	69	2	6	22	125世帯	958世帯
	母子世帯	1	2				3世帯	61世帯
	障害者世帯	6	27	5	3	7	48世帯	236世帯
	傷病世帯	22	13		1	4	40世帯	470世帯
	その他	8	21		2	5	36世帯	161世帯
世帯の労働力類型別	世帯主が働いている	3	2			1	6世帯	59世帯
	常用労働者		1				1世帯	23世帯
	日雇労働者		11		1	1	13世帯	40世帯
	内職者		2				2世帯	5世帯
	その他の就業者							
世帯員が働いている	1	2			1	4世帯	25世帯	
働いている者がいない	59	114	7	11	35	226世帯	1,734世帯	
被保護世帯		63	132	7	12	38	252世帯	1,886世帯
扶助別人員	被保護人員	84	156	7	13	50	310人	2,369人
	保護率（‰）	1.25	1.79	2.14	1.09	2.13	1.60‰	2.90‰
	生活扶助	56	123	3	11	35	228人	1,896人
	住宅扶助	45	101	1	4	11	162人	1,490人
	教育扶助	4	2			2	8人	95人
	介護扶助	12	24	1	2	7	46人	294人
	医療扶助	61	123	5	11	43	243人	1,817人
	出産扶助							
	生業扶助		2			1	3人	32人
	葬祭扶助							1人

注) 世帯・人員は、月別扶助人員を年平均した。

## (2) 福祉のまちづくり

### ア 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、障害者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、必要な指導助言を行い、整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。

表1 「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況

H9.4.1~H20.3.31

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	丹生 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町		
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数
		新築	増改築		新築	増改築	
01 官公庁施設	すべて		1	1			
02 医療施設	すべて	18	8	5	19	11	10
03 社会福祉施設	すべて	23	28	16	20	15	13
04 商業施設 物品販売業	500m超	17	6	6	12	5	6
04 商業施設 飲食業	300m超	7	3	2	2	1	1
04 商業施設 理容・美容所	150m超	1					
04 商業施設 サービス業	500m超		1		4	1	1
05 娯楽施設	1,000m超	4	1	1	3	2	1
06 文化施設	すべて	1					
07 体育施設	1,000m超	2					
08 宿泊施設	1,000m超	3				1	
09 教育施設	すべて	1	1		3	3	3
10 公共交通機関施設	すべて						
11 集会施設	すべて	20	6	13	10	4	3
12 興行・展示施設	1,000m超		1				
13 環境衛生施設 公衆浴場	1,000m超		1		1		
13 環境衛生施設 公衆便所					1	2	2
14 駐車施設 (路外駐車場)	すべて						
15 公益事業施設 (郵便局等)	すべて	3		2	4		2
16 金融機関施設 (銀行)	すべて	5	1	3	5		2
17 事務所	3,000m超		1		1		
18 工場	5,000m超	2	5	1	2	2	1
19 共同住宅等	1,500m超	5	1	1	3	1	1
計		112	65	51	90	48	46

### イ 身障者等用駐車場利用証制度

福井県では車いす使用者用駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者用駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の広報周知にご協力をお願いすると共に、歩行が困難な方を対象に予め利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。

H19.10.1~H20.3.31

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計	福井県
公立公益施設	24	18	2	6	8	58	230 施設
民間協力施設	24	39		1	5	69	226 施設
利用証交付数	137	97	5	5	44	288	1,434 名